

旭川市子ども・子育て審議会 平成26年度第3回 議事概要

- 開催日時 平成26年11月21日(金) 18:30～19:40
- 開催場所 旭川市役所第二庁舎3階 問診指導室
- 出席委員 (14名) 荒木閣委員, 井代委員, 伊藤委員, 沖委員, 金谷委員, 齊藤委員, 佐々木委員, 菅沼和歌子委員, 芝木委員, 瀬崎委員, 千田委員, 飛世委員, 東峰委員, 廣岡委員
- 欠席委員 (6名) 太田委員, 小山委員, 佐藤委員, 菅沼幸恵委員, 山形委員, 三浦委員

- 事務局 子育て支援部 河合部長, 稲田次長  
宮川副主幹, 高薄, 加藤
- 子育て支援課 石原主幹 子育て企画係 板谷主査  
こども育成課 堀内課長 こども育成係 八木係長, 田上主査

○資料

- 資料1-1 本市における放課後児童健全育成事業の在り方について(諮問)
- 資料1-2 本市における放課後児童健全育成事業の在り方について
- 資料2-1 旭川市通年制保育園の在り方についての検討経過と今後について
- 資料2-2 これまであった市の考え方に対する御意見
- 資料2-3 通年制保育園の今後の方針(案)
- 資料3-1 「子ども・子育て支援新制度における保育の認定及び利用者負担に関する基本的な考え方(案)」に対して寄せられたご意見等に対する市の考え方
- 資料3-2 「子ども・子育て支援新制度における保育の認定及び利用者負担に関する基本的な考え方(案)」について
- 資料4-1 旭川市子ども・子育てプランに係る調査審議の状況
- 資料4-2 旭川市子ども・子育てプランについて(答申)
- 資料4-3 旭川市子ども・子育てプラン(案)(11月18日時点)

○議事概要

1 開 会

2 議 事

(1) 協議事項

ア 本市の放課後児童健全育成事業の在り方について(諮問)

イ 臨時委員の委嘱について

(事務局説明)

- ・ 資料1-1のとおり本市における放課後児童健全育成事業の在り方について諮問する。
- ・ 待機児童の恒常的な発生, 子ども子育て支援新制度の実施に伴い, 放課後児童健全

育成事業の対象児童が小学校6年生まで拡大する中、待機児童解消に向けた施設整備・民間事業者による児童クラブの設置・利用者負担額・特別な支援を要する児童の受入方法など、今後の事業の在り方と方向性を整理する必要があることから、子ども子育て審議会にて意見を求める。

- ・ また、調査・審議において臨時委員として留守家庭児童会の利用経験のある児童の保護者代表として PTA 連合会推薦の松村三香氏を委嘱する。

(A 委員)

- ・ 調査・審議方法について事務局案があれば、願います。

(事務局)

- ・ 事務局案として、事業の在り方と今後の方向性を整理、集中的・専門的に審議をいただく必要があることから、専門部会を設置し調査・審議を行いたい。構成員としては、主任児童委員の立場から斉藤委員・学識経験者の立場から佐藤委員・公募委員から菅沼幸恵委員・小学校長の立場から千田委員・臨時委員として PTA 連合会推薦の松村三香氏に部会の構成員となっただきたい。

(B 委員)

- ・ 6年生までの対象範囲拡大に対応するため、どのように施設を増やしていく予定か。

(事務局)

- ・ 現状では学校施設や、確保できない場合は民家を借入れしているが、今後幼稚園や保育所等の施設を活用するなど、補助制度も含めながら民間事業者の参入を視野に入れ拡大していきたい。

(C 委員)

- ・ 実際に動き出すのはいつか。

(事務局)

- ・ 保護者への案内は、年明け1月に予定している。

(C 委員)

- ・ 受入れはいつからか。

(事務局)

- ・ 学校と同じく来年4月から受入れする。

(D 委員)

- ・ 来年の4月から6年生までを受入れするのか。今現在100名の待機児童がいるとの説明があったが対応できるのか。

(事務局)

- ・ 施設整備をしてもなかなか追いつかない状況にある。入会児童でどういう方を優先して入会させるか選考の考え方なども含め審議していただきたい。

(D 委員)

- ・ 来年の4月から新しい施設が増えるのか。

(事務局)

- ・ 今年度も増設しており、12月にも1か所開設する。予算の関係もあるが来年4月以降も増設する。

(B 委員)

- ・ 来年度の子ども・子育て新制度に関連する予算の中で進めていくものもあるのか。留守家庭児童会のプランを立てるが財源の裏付けはあるのか。

(事務局)

- ・ 国の補助も絡んでおり、制度自体は4月からと聞いているが、消費税の先延ばしで財源が心配なところもある。国の予算が決まるのは年明けとなっており、市もそれに伴い予算措置をする。国の動向を見ながら市としても予算化していきたい。

(A 委員)

- ・ それでは、本審議会として諮問を受けた事項について、専門部会を設置し調査、審議を行うこととする。部会の構成員となられた5名の委員にはよろしく願います。

協議事項ウ 「旭川市通年制保育園の今後の方向性について」

(事務局説明)

- ・ 資料2-1「通年制保育園の在り方についての検討経過と今後について」及び、資料2-2「これまであった市の考えに対する御意見について」を参照願いたい。

平成26年2月に開催した平成25年度第4回旭川市子ども・子育て審議会において、旭川市通年制保育園在り方検討懇話会の設置について報告し、その後7月8日に開催した平成26年度第2回子ども・子育て審議会において懇話会の報告書に関わる説明をしたが、今回は、その後保護者説明会を行っておりこれまでいただいた御意見をもとに市が整理した通年制保育園の今後の方針について協議いただきたい。

本市通年制保育園は昭和20～40年代に設置、私立の認可外保育施設として一般財団法人旭川保育協会を指定管理者として運営を続けている。近年建物の老朽化や入所児童数の減少が進み、平成27年度から子ども・子育て支援新制度がスタートすることから、今後の園の方向性を整理すべく、今年の5月から幼稚園・保育所関係者、指定管理者、通年制保育園の保育士・保護者など12名の方に委員をお願いし通年制保育園の在り方検討懇話会を4回実施し、懇話会から意見を4項目いただいた。その懇話会からいただいた意見は第2回の本審議会で報告したところである。その後、第1回目として全14施設で保護者説明会を実施し、具体的な御意見・御指摘を受けてより具体的な整備時期等を明示し10月下旬に第2回目の保護者説明会を実施した。

その他、8月と10月に通年制保育園の保育士組合にも依頼を受けて説明会を開催した。今後の予定として、平成26年12月15日から平成27年1月31日までパブリックコメントを実施し、平成27年2月下旬に今後の方針として決定したい。

- ・ 資料2-3「通年制保育園の今後の方針(案)」について

【認定こども園の整備について】

市立の認可外保育施設としてではなく、民間事業者を設置主体とした認可施設としていく。現行の通年制保育園は、現在入園している児童の卒園時期などを勘案し一部を除き平成29年度末まで運営を継続し、平成30年度当初までに14か所を閉園する。新たな認定こども園は、「旭川市子ども・子育てプラン」の地域区分と地区別の教育・保育ニーズを踏まえ設置地区及び箇所数を整理し、合計7か所を整備する。保育のニーズが低い場合でも、西神楽・東鷹栖地区などには、地域の教育

及び保育の拠点として認定こども園を整備する。閉園・設置時期を2か年に分け、平成29年度当初に認定こども園を3か所設置、平成30年度当初に認定こども園を4か所設置する。

【事業者の選定について】

公平かつ公正を期し、公募により選定する。立地場所は利用者の利便性を考え、現地建替えも考慮し可能であればより広い敷地での整備を検討する。特別保育や留守家庭児童会など、地域に必要な子育て支援を併せて実施する。

【保育環境について】

現在入園している児童については、各施設への転園において優先的な取扱いとなるよう努め、閉園までの期間は通年制保育園での入園募集を継続するとともに、運営上これまでと同様の生活を送ることができるよう保育環境の維持充実を図る。また、現施設と認定こども園の間で十分な引継ぎを行い、児童の保育環境に大きな影響が生じないように努めることとし、そのような観点から通年制保育園で勤務する保育士の雇用について配慮する。

(E 委員)

- ・ 市として認定こども園は何型を想定しているのか。

(事務局)

- ・ 前回懇話会の中でも幼保連携型か、保育所型が好ましいのではないかと説明している。幼保連携型については、働く職員が「保育教諭」という形で新しい資格が必要となる。質の高い保育・教育を求めるという観点からは、幼保連携型が市としては望ましいと考えている。

(B 委員)

- ・ 通年制保育園は旭川保育協会が運営しているが、幼保連携型では一般財団法人は参入できないのではないのか。

(事務局)

- ・ 旭川保育協会も社会福祉法人化を目指しているという話を聞いている。

(B 委員)

- ・ 「保育環境の確保」について、(2)で入園募集を継続するとあるが、14か所を2年に分けて半分に減らす予定であるが、入園募集を継続していて、園がなくなった場合、入所していた児童の受入れをどのように考えているのか。

(事務局)

- ・ 西神楽・東鷹栖・東旭川の3地区については、平成28年度末までに現状と同程度の施設整備をする予定であり、割とスムーズに新しい施設に移行できるのではないかと考えている。また、集約される園については、5歳児が卒園するなど、園に通っている児童については、ほぼ新しい認定こども園で受入が可能であると考えており、新しい認定こども園を希望される方は、そちらへ優先的に入園できるよう考えて行きたい。保護者説明会の中で閉園になった時に他の認可保育所とか幼稚園で考えたいとの話や閉園になる前に、認可保育所へ移ることを考えている人もいた。現状では待機児童が出ている中で、必ずしも第1希望の園に入れるかはわからないと説明したが、複数希望していただいた場合は、選考の中で考慮する方向で検討する旨の説明をした。多くの保護者の方

は、なんとか在園している園で卒園させたいとの思いがある、このような保護者の意見を踏まえて、今年度2歳で入園した児童が卒園できる平成29年度末まで園を継続することとしている。

(A 委員)

- ・ そこで働いている保育士は認定こども園へ移るのか。

(事務局)

- ・ 通年制保育園の保育士は、幼稚園教諭の資格と保育士の資格を両方持っている方が多いと聞いている。認定こども園についてはそういう方が職員として求められている。ただし、保育士として働いてきているので、幼稚園免許の更新をされていない方が多い。通信教育、放送大学などの講座もあるので、お金はかかるが、5年間の経過期間の中で資格を取ることを想定している方もいるとの話しもある。市としても気持ちを汲み、保育士を引き続き認定こども園で働けるよう配慮していきたい。

報告事項ア 「子ども・子育て支援新制度における保育の認定及び利用者負担に関する基本的な考え方（案）」

(事務局説明)

- ・ 先に本審議会に諮問した事項で、「支給認定基準」と「利用者負担」について、専門部会による調査審議を終了し、受けた答申の結果を踏まえ、10月15日から11月14日までの期間において、市民への意見提出手続を実施した。
- ・ 資料3-2「子ども・子育て支援新制度における保育の認定及び利用者負担に関する基本的な考え方」のとおり、大きく3つの項目「支給認定基準」「教育・保育の利用者負担」「延長保育・一時預かりの利用者負担」について市の考え方を示し、意見を募集した。
- ・ 資料3-1「子ども・子育て支援新制度における保育の認定及び利用者負担に関する基本的な考え方（案）」に対して寄せられた御意見等に対する市の考え方」のとおり、12名から合計26件の意見を受けた。内訳として、支給認定基準に関する意見が6件、利用者負担に関する意見が6件、その両方に関わる意見が1件、延長保育に関する意見が4件、制度全般に関する意見が8件、その他の意見が1件であったが、これらの意見によって市の考え方を修正すべき部分は特になくものと考えている。
- ・ 今後のスケジュールについて、保育認定の部分に関して、12月中旬を目途に規則整備を行い、利用者負担については今後、国の予算編成後、平成27年2月の第1回定例会で条例制定を行う予定である。

(A 委員)

- ・ 御意見・御質問がないようなので、本事項について報告を受けたこととする。

報告事項イ 「子ども・子育てプラン」について

(事務局説明)

- ・ 子ども・子育てプランについて7月8日本審議会に諮問し、その後部会における調査

審議を行い、骨子についての答申を8月16日に受けた。全体版については、10月9日から4回の調査審議を行い、11月12日に答申（資料4-2）を受けた。答申を受け、プラン全体版について加筆修正を行ったのが資料4-3であり、現在、関係部局と協議中である。

- ・ 今後のスケジュールについては、庁内協議終了後12月15日から1月31日までの期間において意見提出手続を実施し、その内容を踏まえ見直しを行い、平成27年2月に決定する予定である。

(A 委員)

- ・ この「旭川市子ども・子育てプラン」はよくできていると思う。特に、親御さんの支援も大事だが、女性が働きながら子育てできる環境がないと、少子化は進む。そのため、このプランの中には地域の支援、事業者の支援、雇用の環境整備などが書かれている。また、大事なことは配偶者の理解。一緒に子育てしていかなければ少子化には歯止めがかからない。少子化が進むと中小都市は人口が減る。高齢者を支える若い人がいなくなる。産めよ育てよという昔の考えではなく、子育てしやすい地域社会のあり方をみんなが考え共通の意識を持つことが大切だと感じる。
- ・ それでは、本事項について報告を受けたこととする。

### 3 閉会